

児童発達支援事業所みらい 重要事項説明書

1. 事業所の概要

名称	児童発達支援事業所みらい
事業所の所在地	岐阜県海津市海津町高須517番地1
電話番号	0584-53-2181
代表者	社会福祉法人 海津市社会福祉協議会 会長 森廣美
提供サービスの種類	児童発達支援
児童発達支援管理責任者	藤田幸代
通常の事業実施区域	海津市
開設年月日	平成31年4月1日

2. 事業所の目的

児童福祉法に基づき、社会生活を送る上で、心身の発達の遅れやまたその疑いがある乳幼児において、日常生活における動作の支援及び集団生活に適應することができるよう、子の発達に合った支援をすることを目的とする。

3. 運営方針

- (1) 乳幼児の心身の状況並びに環境に応じて、日常生活における基本的動作の習得と集団生活への適應訓練、乳幼児の発達に応じた療育支援を行う。
- (2) サービス利用の実施においては、利用児の保護者と利用日、利用時間を決定し、子の発達に応じたサービスを実施できるよう努める。
- (3) 利用児が関わる他の事業所や、市、園や小学校、医療機関と連携を図り、途切れのない支援を行えるよう努める。
- (4) 乳幼児期の発達や発達障がい等、様々な研修に参加し知識を増やし、利用児の発達を促すことができるよう努める。

4. 職員体制

職 種	常勤	非常勤	合計
管理者（兼務）	1		1
児童発達支援管理責任者（兼務）	1		1
保育士	3		3

5. 開設時間及び利用定員

対象となる利用児	海津市内に在住する未就学児（原則）
事業所営業日	月曜日から金曜日
サービス提供日	*国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く
利用定員	1日10人
事業所営業時間	午前8時30分から午後5時15分
サービス提供時間	午前9時から午後5時まで

6. 提供するサービスの内容と利用料金

①提供するサービス内容

ことばや発達につまづきを持つ乳幼児に対し、アセスメント等を行い、個別支援計画を立て、下記の形態のうち必要に応じた児童発達支援を行う。

- ・個別支援、ペア支援、小集団支援
- ・構音指導
- ・療育相談、発達相談

②利用料金

3歳児から利用者自己負担額は無償化となりますが、未満児の利用者自己負担額は厚生労働大臣が定める給付費の1割となります。

なお未満児の場合は次のとおり、所得に応じて月額負担上限額が設定され、利用者の決定された月額負担上限金額を超過した場合は、利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

自己負担上限月額

区分		世帯の収入状況	月額負担上限額 (円)
1	生活保護	生活保護受給世帯	0円
2	低所得	市町村民税非課税世帯で障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下であるもの	0円
3		市町村民税非課税者のうち、区分2に該当しないもの	0円
4	一般1	市町村民税課税世帯に属する者のうち、居宅で生活する障害児のうち市町村民税所得割額が28万円未満のもの	4,600円
5	一般2	市町村民税課税世帯に属する者のうち、区分4に該当しないもの	37,200円

- ※ 所得を判断する際の世帯の範囲は原則保護者の属する住民基本台帳の世帯となります。
- ※ 障害児通所支援を利用する小学校就学の始期に達するまでの障害児又は小学校就学の始期に達するまでの児童が二人以上いる通所給付決定保護者の場合は以下の多子軽減措置が適用されます。
- ※ 市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯については生計を同じくする兄弟姉妹が多子軽減の算定対象となります。

多子軽減措置

区分	障害児	算定額
1	小学校就学後の障害児 小学校就学前児童のうち最年長者	厚生労働大臣が定める基準により算定した額の10/100
2	区分1を除く小学校就学前児童のうち最年長者	厚生労働大臣が定める基準により算定した額の5/100
3	区分1及び区分2以外の障害児	0

7. サービスの利用に関する留意事項

- ・受給者証の内容に変更があった場合はお知らせください。
また、受給者証を確認させていただくことがありますので、ご提示くださいますようお願いいたします。
- ・サービス利用予定日にサービスが受けられないときは事前に連絡をしてください。利用日の変更についてご相談の上、可能であれば変更することができます。
- ・研修その他でやむを得ず利用日を変更させていただくことがありますのでご了承ください。

8. サービスの実施記録について

児童発達支援事業所みらいでは、利用日及びサービス内容を記録し、利用児保護者にその内容を確認していただきます。記録用紙は各園へも提出していただきます。ご意見等お気づきの点がありましたらお申し出ください。

9. 施設利用の際の留意事項

設備、器具の利用	施設内の設備、備品及び器具等は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。 また、海津総合福祉会館内では他の利用者がみえますので、走り回ったり大声を出すなど迷惑になるような行為がないよう、保護者の方での見守りをお願いいたします。
貴重品の管理	支援中の貴重品の管理は各自で行い、なるべく持ち込まないようにしてください。
疾病に関すること	感染症等の疾病につきましては、医師の許可が出てから通所を開始してください。乳幼児が通う施設であり、病弱など免疫が弱い子が多く利用されていますので、こども園等を欠席されている場合は、利用は控えてください。
その他	施設内で他の保護者に対する宗教、政治、販売等の活動はご遠慮ください。また、ここに掲載される以外のことにおいても、多くの方が利用される施設ですので、マナーやエチケットに心掛けてください。

10. 虐待防止のための措置

- ・児童発達支援事業所みらいでは、利用児の権利擁護及び虐待防止等のため責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等、必要な措置を行います。

11. 緊急時、事故発生時の対処方法

- ・支援提供中に利用児の症状が急変、または事故等による負傷など緊急な事態が生じた場合は速やかに保護者に連絡すると共に、医療機関への救急要請を行い必要な援護措置を行います。

1 2. 非常災害対策

海津総合福祉会消防計画に基づき、防災マニュアルを作成し、消防点検など年 2 回の訓練を実施しています。

防火管理業務において防火管理者を配置し、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全、並びに迅速な対応による被害の拡大防止を図ります。

1 3. 協力医療機関

協力医療機関	小坂井レディースクリニック
〃 所在地	岐阜県海津市海津町馬目 3 9 3 番地 3
〃 代表者名	院長 小坂井 秀 宣

1 4. 苦情の受付

- ・児童発達支援事業所みらいにおける苦情やご相談は以下の窓口にて受付します。

利用窓口	担 当 者：児童発達支援管理責任者 藤田幸代
	相談時間：月曜日から金曜日 8：30～17：15 (年末年始、祝日を除く)
	受付方法：電話、来所、書面等

- ・その他の苦情申出窓口

海津市社会福祉協議会	0 5 8 4 - 5 5 - 2 3 0 0
海津市健康福祉部社会福祉課	0 5 8 4 - 5 3 - 1 1 3 9
岐阜県運営適正化委員会	0 5 8 - 2 7 3 - 1 1 1 1

令和 年 月 日

児童発達支援（センター以外）の提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者	所 属	
	氏 名	Ⓔ

私は、事業者から児童発達支援（センター以外）について本書面に基づき説明を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	
	保護者氏名	Ⓔ